

【論 文】

地域金融の現状と課題 Recent Problems on the Regional Finance: A Survey

村 本 孜
(成城大学名誉教授)

【目次】

1. はじめに～地域金融を取り巻く環境～
2. 金融庁の『金融レポート』などの指摘
 - (1) 地域銀行の課題
 - (2) 本業利益の減少と赤字行の増加
3. 地域銀行の対応～連携・統合など～
 - (1) 連携
 - (2) 経営統合
4. 銀行競争政策
 - (1) 伝統的銀行競争政策の考え方
 - (2) 銀行競争政策の変化
5. Lazy Bank vs Diligent Bank
 - (1) Lazy Bank仮説
 - (2) 信用補完制度との関連
6. リレーションシップ・バンキングの有効性
 - (1) リレーションシップ・バンキング再考
 - (2) 「猿払の奇跡」とその含意
7. 新たな住宅ローン
 - (1) FMからRMへ
 - (2) 住替え型RM
 - (3) 地方への人材移動との関連
 - (4) RMの普及に向けて
8. おわりに～地域金融の地平～

【要旨】

地域金融は、人口減少・企業減少に伴う諸困難に直面し、地域金融機関も厳しい経営環境にある。銀行競争政策も見直しが課題である。それを克服するにはリレーションシップ・バンキングの深化しかなく、いかにDiligent Bankになるかが問われている。この点で、地域活性化に

資する新たな住宅ローンの活用も今後の課題になる。

1. はじめに～地域金融を取り巻く環境～

人口減少・企業減少という構造的変化（日本銀行は「慢性ストレス」と呼称している。日本銀行『金融システムレポート』2018年4月、p.1、52）の中で、資金需要は減少し、マイナス金利政策もあって、地域銀行の経営は厳しくなっている。持続可能な顧客本位のビジネスモデルが希求される一方で、市場環境にもよるが、経営統合も持続的なビジネスモデル確立の重要な一つの選択肢になる。2018年8月に公正取引委員会の承認を得た福岡フィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得による統合はかなりの論議を呼び、地域金融と競争政策には議論されるべき課題が多い。

地域銀行の経営統合は、経済圏の広域化や慢性ストレスの故であるとしても、金融機関が地域経済の支え・橋頭堡であり、地域経済の在り方を規定する存在でもある。地域金融の健全性・頑健性こそ地域経済の健全な発展にとって重要な要素といえよう。

2012年末以降のアベノミクスは、2014年以降ローカル・アベノミクスとして地方創生を眼目に展開されてきた。アベノミクスは、当初、量的・質的金融緩和（異次元の金融政策）、円安誘導を通じて輸出産業の業績拡大と株高をもたらしたが、その効果は都市部や大企業に限定され、地方や中小企業への恩恵が少ないという批判も多く、その成果を全国津々浦々まで拡大

させようというのがローカル・アベノミクスの主旨である。地方における雇用の確保、地方移住の推進、少子化対策、地域拠点の整備が4つの柱である。地方に仕事を作り出すことで、都市部から地方へという人の流れを確保し、これに少子化対策を加えることで、持続的な地方経済の成長を促すというスキームである。

しかし、有効求人倍率の改善などがあるが、地域の所得増加・経済成長の回復は十全ではなく、所期の効果はまだ実現しておらず、地域金融機関の経営は厳しい環境にある。『中小企業白書2018年版』は「2017年度の我が国経済は、2012年末からの緩やかな景気回復傾向が続いており、中小企業の業況は総じて改善傾向にあること、売上高が増加基調にあること、これが功を奏し経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数が9年連続で減少し続けているなど、経済の好循環が回り始めている。他方で、中小企業の景況感が業種や地域によってばらつきが見られること、良好な収益環境に比して経済の先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けていること、中小企業が円滑に価格転嫁できるような収益力を十分に獲得できていないこと等、経済の好循環を幅広く浸透させていくに当たっての課題も見られる。今後、中小企業が更に発展していくためにはこれらの課題に向き合い、克服する努力が必須となろう。」(p.28)と書き、中小企業全体としては業況回復にあるものの、業種・地域でばらつきもあり、ローカル・アベノミクスの効果が地域に均霑していないと指摘した。

このような、厳しい状況を踏まえて、金融庁の『金融レポート』や日本銀行の『金融システムレポート』は、地域金融機関について種々の分析を行い、その現状を明らかにしている。

2. 金融庁の『金融レポート』などの指摘

(1) 地域銀行の課題

地域経済の疲弊は、地域金融にも深刻な影響を与える。典型的には、地域金融機関の業績悪

化として顕在化する。この点を、金融庁の文書で確認してみよう。最近の金融行政は、前事務年度の「金融レポート」を踏まえた当該事務年度「金融行政方針」によって構築されるというPDCAサイクルにより展開されてきたが、2018事務年度からは両者が統合された。この数年の「金融レポート」「金融行政方針」では、現下の地域金融に対する危機感が示されている。

「金融レポート」の最初のもは、2014年7月6日の「金融モニタリングレポート」であり、これは「平成25事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針等について(2013年9月6日)」に基づき行った1年間の金融モニタリングの主な検証結果や課題を取り纏めたものである。この中で地域金融について「現在、地域銀行の貸出残高は増加基調であるが、内訳をみると、東京等における大企業向け貸出、地方公共団体向け貸出、個人向け住宅ローンの増加が寄与している。増加している貸出の多くは、借手側の信用力の懸念が相対的に小さいなど、融資審査にコストがかからない反面、利ざやの薄い貸出となっている。こうした銀行の融資姿勢と貸出競争により、貸出金利は市場金利以上に低下している。預貸金利鞘も2008年3月期以降低下を続け、コア業務純益ROAも漸減している。特に、地元県以外における貸出金利水準が更に低下する傾向が認められる。このように地域銀行の貸出に関する収益性は、全体として見れば、低下している。各銀行の貸出業務の収益性を、中小企業向け貸出金利から調達コスト率、信用コスト率、経費率を控除した収益率により試算すると、2割強の銀行において収益率がマイナスとなる結果となった。」(pp.32~33)とし、地域金融機関の経営が厳しくなることを指摘した。

2014年度金融行政方針(2014年9月11日)で「事業性評価」を明記することで、地域金融機関に「様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)した上で、それを踏まえた解決策を

検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要」(p.18)とした。

2016年度には、地域金融機関に顧客本位のビジネスモデルの確立により、「共通価値の創造」と「日本的金融的排除」の是正を求めてきた。

(2) 本業利益の減少と赤字行の増加

先の地域銀行に対する課題は、その後の金融レポートでも取り上げられている。2013事務年度以降、地域銀行が直面している人口減少や低金利環境の継続といった環境の変化が地域銀行の収益に与える影響試算は、2014年7月の「モニタリングレポート」で2018年3月期までに地域銀行の経常利益が半分以下になる数は2割になること (p.34)、2016年9月の「2015事務年度金融レポート」では2015年3月期の顧客向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)利益率が赤字行数は4割で、2025年3月期には赤字行数が6割になること (p.22)、営業経費等で規模の利益が働きにくい中小金融機関を中心に、早期に環境変化を踏まえて自らのビジネスモデルの持続可能性について真剣な検討を行うことの必要性を問題提起した。

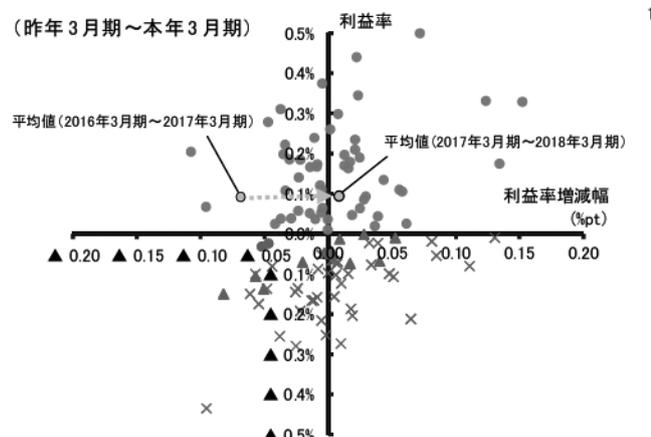
2017年10月の「2016事務年度金融レポート」

では、2017年3月期決算で前期に比べ貸出利鞘が縮小し、役務取引等利益も減少するなど、顧客向けサービス業務利益は地域銀行の過半数でマイナスとなり、2015事務年度の推計・試算を上回るペースで減少しているとした (p.16)。現状、地域銀行のバランスシートの健全性に問題があるわけではないが、多くの地域銀行で顧客向けサービス業務の収益低下が続くといった収益性の問題を抱えていると指摘した。

さらに、2018年9月の「金融行政のこれまでの実践と今後の方針(2018事務年度)」(金融レポートと行政方針を合体したもの)では、「こうした中、直近3ヶ年の決算の状況を見ると、2015年度では106行中40行、2016年度では106行中54行でそれぞれ本業利益が赤字となっていたが、昨年度では、地域銀行全体では役務取引等利益の増加によって本業利益率が下げ止まり、本業利益が赤字となっている銀行数は106行中54行と前年度比横ばいで推移している。しかしながら、その内訳を見ると、2期以上の連続赤字となっている銀行数が年々増加しており、昨年度では106行中52行が連続赤字、うち23行は5期以上の連続赤字となっている等、一旦、本業赤字となった銀行の多くで黒字転換で

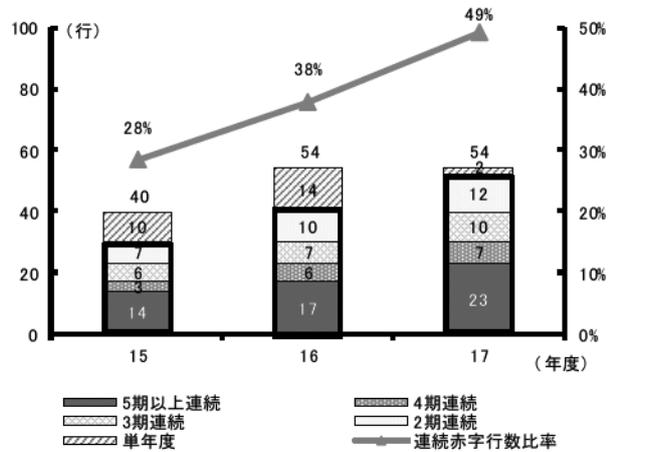
図1 『金融行政のこれまでの実践と今後の方針(2018事務年度)』(p.74)

図表Ⅲ-4-(2)-2 本業利益の利益率とその増減幅



(注1)○は地域銀行106行の平均値
 (注2)●:黒字 ●:単年度赤字 ▲:2期連続赤字 ×:3期以上連続赤字
 (注3)本業利益の利益率
 =(貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費) / 預金(平残)
 (資料)金融庁

図表Ⅲ-4-(2)-3 地域銀行の本業赤字の状況



(注)連続赤字行数比率は、地域銀行106行に占める本業利益が2期以上連続して赤字となっている銀行の比率。
 (資料)金融庁

きない状況が窺える」(p.74)と指摘した(図1)。

このような認識を受け、「2017事務年度金融行政方針」では、「本業の赤字が続くなどビジネスモデルの持続可能性に問題のある金融機関が増加し…人口減少による資金ニーズの低下など、地域における経営環境の悪化は今後も続く」、「金利だけに頼る融資の拡大競争を継続するならば、将来的に淘汰される金融機関が出現したり、地域によっては金融サービスを提供する地元の金融機関がなくなる可能性も考慮する必要がある。…将来にわたり健全で適切な金融仲介機能を発揮できる金融機関が存在することは重要であり、経営統合もそのための一つの選択肢である」(pp.20~21)と指摘した。

金融機関の健全性について「2016事務年度金融レポート」は「信用力の高い先や担保・保証のある先への融資、国債への投資だけで収益を確保するビジネスモデルを維持することが困難」(p.16)で、「含み益や自己資本に十分な余力がない地域銀行では、市場環境が急変し損失が顕現化すれば、将来的に財務の健全性を更に悪化させるおそれがあることをよく考えて経営を行う必要がある」(p.18)とした。その上で、「顧客本位のビジネスモデルを構築するには時間とコストを要するの事実であり、金融機関に資本の余力があるうちに取り組むことが重要」(p.29)とし、余力の存在を重視した。

この点は、2018年度行政方針でも「本業利益が連続赤字となっている地域銀行については、経営環境の変化に対する対応の遅れによって本業赤字が継続することで、バランスシートの健全性が損なわれ、本業利益の黒字転換に向けた改善が更に困難となっていくおそれがある。こうした現状を経営陣は正確に認識し、本業赤字が継続する要因となっている収益構造、ひいてはビジネスモデルの抜本的な見直し・転換に早急に取り組んでいく必要がある。」(p.75)と指摘している。

さらに、地域銀行の業界団体の意見交換会に

において(2017年10月)、「金融庁では、これまで、持続可能なビジネスモデルの構築の必要性を繰り返し述べてきた。これに対し、『ビジネスモデルは経営の判断事項であり、そこまで当局が口出しするのか』といった批判を耳にすることがあるが、ビジネスモデルが持続的でないことが、健全性の問題とも密接に関係するところまで来ている銀行が増えてきている。それらの銀行については、当局として、経営判断だからと言って任せておくことはできない」としたように、当局の危機感が滲んでいる。

3. 地域銀行の対応～連携・統合など～

(1) 連携

地域金融機関は、1990年代の金融システム不安の中で、かつ不良債権問題の中で整理統合が進んでいる。1990年との対比でみると、2018年3月末で地方銀行(いわゆる第一地銀)では数的に変化はない(合併による減少と新設で相殺)。これに対して相互銀行から普通銀行に転換した第二地方銀行は、68行から40行へ28行の減少となった。協同組織金融機関の統合はさらに著しく、信用金庫では454金庫から261金庫へと193金庫が減少し、90年当時の6割弱程度の金庫数に減少した。信用組合では414組合が148組合と266組合が消滅し、3分の1までの減少となった。このような地域金融機関の減少は、経営破綻によるものもあるが、競争力強化のための規模の経済性の追求という側面も強い(表1)。

地域銀行でも、2007年5月の山形しあわせ銀行・殖産銀行の合併(きらやか銀行)があり、09年1月には池田銀行と泉州銀行の統合(池田泉州銀行)がなされた。池田銀行は独立系の地銀として知られるが、地域での競争の激化が地域銀行の合従連衡を促している可能性を示している。

地域金融機関では統合のほかに、連携も盛んである。これは規模の利益の追求を合併ではグループ化によって実現したり、業務連携などに

よるバックヤード部門の統合による規模の経済効果を計るものである。北九州地域では、先の合併などのほか、グループ化が進行し、福岡銀行（地銀）を中心とする「ふくおかフィナンシャルグループ」が形成され、熊本ファミリー銀行（第二地銀、現熊本銀行）、親和銀行（地銀）が加わって、福岡県・熊本県・長崎県を跨ぐ日本型スーパーリージョナル銀行を成立させている。これに対し、西日本銀行（地銀）が福岡シティ銀行（第二地銀）と合併し西日本シティ銀行となり、長崎銀行（第二地銀）を含む「西日本シティグループ」を形成し、豊和銀行（第二地銀）とも連携して、福岡県、長崎県、大分県を跨ぐ日本型スーパーリージョナル銀行を成立させている。

中国地方でも、山口銀行（地銀）がもみじ銀行（第二地銀）と「山口フィナンシャルグループ」を形成し、山口県と広島県を跨ぐ日本型スーパーリージョナル銀行を成立させているほか、北陸銀行（地銀）と北海道銀行（地銀）が「ほくほくフィナンシャルグループ」を形成している。この「ほくほくFG」では、横浜銀行も共同でマーケティング研究を行う連携を行っているが、これには東京都民銀行（地銀）、京都銀行（地銀）、中国銀行（地銀）、西日本銀行（地銀）も参加しているほか、みちのく銀行、

函館信金との連携による文書や現金の共同搬送なども実施している。このように地域銀行業界では、地銀（第一地銀）と第二地銀の業態の垣根を超えた統合が進んでいる。

(2) 経営統合

2014年以降、地域銀行の連携統合が進み、その多くは持株会社方式による経営統合が多く、株式移転、共同株式移転によっている。2018年6月現在の銀行持株会社は22社であるが、このうち14社は地域銀行に関わるものである。この14社のうち、9社は2000年以降に設立されているほか、11社は県を跨ぐもので、広域の経営統合である。また、2社は傘下の地域銀行の本店所在地以外の県に設置されている。

近年、地域銀行の統合は合併ではなく、持株会社方式が採られ、これを経営統合という。合併は2つ以上の企業が組織上も資本面でも1つの企業になることで、多くの場合、合併に参加する企業の中で1社が存続会社となり、他の会社は消滅し、その株主は自分の持株を存続会社の株式に交換する。この株式の交換比率を合併比率という。

このように、銀行持株会社方式による経営統合が地域銀行において近年多く行われているのが傾向である。合併は1つの組織になるが故に、合併行同士の企業文化の相違の克服、システムの共同化そして行員の一体化に時間が掛かり、統合効果の発揮に課題が多い。とくに、合併後の最初の行員が幹部になるまで、真の融合が行われなるとの指摘もある。持株会社による経営統合も組織を一体化するわけではないので、合併に比べて軋轢は少ないが、人事交流などについては合併と同様の課題は残る。合併と持株会社による統合の相違は資本の統合方式の違いともいえよう。

経営統合の範疇の1つとして「千葉・武蔵野アライアンス」（2016年3月25日）という千葉銀行と武蔵野銀行の包括的提携が注目される。千葉県・埼玉県を主な営業エリアとし、首都圏

表1 地域金融機関の数の推移

年月末	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合
1980.3	63	71	462	483
1990.3	64*	68	454	414
2000.3	64	54	386	291
2007.12	64	45	284	165
2018.3	64	40	261	148
90→18	0	-28	-193	-266

*) 1984年12月に、同年4月に普銀転換した西日本銀行が全国地方銀行協会に加盟。2010年5月に池田銀行が泉州銀行を吸収合併し、63行になったが、2011年10月に山口銀行の北九州地区の店舗を分離し発足した北九州銀行が全国地方銀行協会に加盟した。2018年5月に東京都民銀行を吸収した八千代銀行がきらぼし銀行に改称し、東京都民銀行に代わって地銀協に加盟した。90年以降地銀協加盟行である地方銀行数は一貫して64あるが、入り繰りはあった。地方銀行と第二地銀を地域銀行と総称するが、その他として埼玉りそな銀行が含まれ、地域銀行は105行とされる。（金融庁HPと地銀協資料による。）

の中核をなすこれらの地域は、人口増加が続いているほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も控え、さらなる発展が期待される有望なマーケットである一方、メガバンクや他県の地域金融機関なども数多く進出し、小売業やIT企業など、他業種の企業が銀行の事業領域に続々と参入するなど、ますます競争が激化している。この状況に対応するために、地域金融機関としての使命を果たすため、それぞれが独立経営を堅持し、地域で築き上げた顧客基盤やブランドを活かしながら、ノウハウを結集して相互に有効に活用することで、さらなる地方創生への貢献や、地域のお客さまへの先進的で利便性の高いサービスの提供、コスト削減を実現するために、経営統合によらない新たな地銀連携モデルを目指すのが、「千葉・武蔵野アライアンス」である。

この連携は、両行の経営の独立性及び固有の企業ブランド・店舗網・顧客基盤を維持したうえで、商品・サービスの高度化によるトップライン収益の拡大や、バックオフィス業務の共同化などによるコスト削減を目指し、互いのノウハウの共有、商品・サービス・ITシステム等の共同開発、人材交流、グループ会社の相互活用などについて、スピード感を持って検討していくもので、そのために両行は相手方の普通株式について、既に保有する一定数に加え、提携効果を高める観点から、それぞれ追加で取得することとした。このように、株式の持合いの厚みを深めることで、間接部門の合理化等や人材等相互活用等の連携により規模と範囲の経済を実現するものである。統合ではない連携による効果を実現するものである。

4. 銀行競争政策

(1) 伝統的銀行競争政策の考え方

銀行競争政策は、効率性とリスクテイク・インセンティブのバランスを求めてきた。その主たるツールは参入・退出のルールと銀行の統合ルールである。現代の銀行業は市場ベースかつ

コンテストブルであり、高いリスクテイク・インセンティブを有する。

このような状況では、集中などの市場構造にフォーカスする競争度重視の伝統的競争政策の効果は限定的になる。銀行業の市場構造よりも銀行行動の範囲を検討することが重要になる。金融危機を踏まえると、競争政策は短期的には集中が進むことや政府の規制を許容するように設計されるべきというのが近年の流れである。

非金融セクターでは競争政策は効率性（競争的価格決定）にフォーカスするが、銀行・金融セクターには重要な別の側面すなわちシステミック・リスクという特殊性がある。近年の金融危機で明らかのように、過度のリスクテイクは経済厚生に深刻な影響があり、銀行危機が実態経済に大きな負の外部性を有することが知られている。銀行競争政策はマクロプルーデンス要因を考慮すべきというのが最近の知見である（Ratnovski [2013]）。

(2) 銀行競争政策の変化

競争が強ければ銀行の企業価値は下がり、リスクテイクのインセンティブが強まる。一方、競争が弱くなれば非効率性は高まり、too-big-to-fail問題が生じる。その結果、中程度の競争（過剰な規制はせず、無秩序な競争はしない）が最適となる。銀行競争とリスクテイク、金融システムの安定性に関する理論的分析・実証的結果について決着が付いているわけではなく、以下のように2つの相対立する見解がある。競争が銀行経営の安定性を損ねるという見解（competition-fragility view）と競争が銀行経営の安定性を高めるという見解（competition-stability view）である。日本についての研究でも「1990年代前半までは、競争激化は銀行経営の安定化に寄与していたが、90年代後半以降の低金利環境下も続いた競争激化は、むしろ銀行経営の安定性を低下させる方向に寄与してきたとみられる。わが国の地域金融機関については、マークアップの低下として表れている競争圧力

の強まりが、1990年代中頃を境に、経営安定度を改善させる方向から悪化させる方向へと転換したことは注目に値する。」(尾島 [2017] pp.3~4) というcompetition-fragility viewの妥当性が示されている。競争環境の激化が、地域金融機関の基礎的収益力の低下を通じて、わが国の金融システムの将来にどのような影響をもたらすかは、マクロプルーデンス政策の視点から極めて重要な分析課題なのである。

銀行の競争政策において、競争とシステムリスク・リスクの関係を考慮する1つの方法は、競争政策の権限をプルーデンス当局に与えることで、もう1つは、競争政策当局が(効率性に次ぐ目的として)金融安定の視点を導入するよう、プルーデンス当局と十分な調整を行うことである。

金融システムは規制緩和・競争促進によって、消費者・生活者により質の良い金融サービスを提供可能になってきた。他方、規制緩和・競争促進は、金融機関の過剰なリスクテイキングにより破綻・退出を引き起こす事例も多くなり、金融再編も活発化した。銀行業も競争政策の適用除外ではなく、その意味で銀行業は特別な存在ではないという認識が広まり、日本でも銀行統合に当たっては公正取引委員会の認可を受ける必要がある。銀行業についても基本的には競争政策の下にある。競争促進によって消費者保護に寄与する側面が多いからである。

しかし、リーマン・ショックで典型的なようにグローバルな危機における金融システム不安に対応するには、競争政策よりも金融システムの安定性確保(マクロプルーデンス)が重視されるようになった。アメリカのドッド=フランク法で金融システム安定性に力点が置かれるようになったのはその顕れである。さらに、競争政策に意味があるのは、経済が競争によって経済厚生が高まると期待される状況であるが、人口減少などによる慢性ストレスの下では、競争促進は銀行などのプレーヤーに過度のリスクテイキングを迫ることも懸念される(competition-

fragility view)。

さらに、ITなどイノベーションは金融分野でも著しい展開を遂げ、フィンテックなど新たな銀行代替業務や代替主体を現出させている。このような状況は、競争政策の基礎となる市場の確定などに困難をもたらすことが予想される。減速経済・慢性ストレス下での競争政策は、金融業の特殊性を新たな視点で検討することも課題となろう。とくに、金融サービスという無形の商品は、地理的区画に馴染み難く、インターネット空間では地理的区画は意味を持たないからである。また、銀行に固有な業務である融資に代替する資金供給手段が多様化し、事業者金融(ノンバンク)、ファンド、NPOバンク、クラウドファンディングなどが普及・活用されていることも競争政策のコンテクストで検討されるべきであろう。¹

5. Lazy Bank vs Diligent Bank

(1) Lazy Bank仮説

金融機関は融資を行う際、情報生産を行い、自らの責任own riskにおいて実行するのが通常でこれをプロパー融資という。したがって、プロパー融資のみであれば、情報生産理論で説明可能な世界である。ところが、信用保証・担保を明示的に導入すると、情報生産理論の修正が必要になる。一般に、担保保証の役割について、ポジティブに受け止める議論が金融理論的には多い。貸手である金融機関は債権保全のコストが低くなるので、低い金利など借手に有利な条件での信用供与が可能になるほか、信用条件の厳しい借手への融資も可能にするので、社会的に見て効率性が高まるという説である。

しかし、担保を重視する融資手法の弊害を指摘する論もある。その典型が、レイジー・バンク仮説(Lazy Bank hypothesis)である。Manove, Padilla and Pagano [2001] は、担保の役割に着目し、その関連で銀行の審査機能(スクリーニング機能)を分析した。それは、担保によって貸出債権が部分的でも保全されると、

貸手の審査（スクリーニング）・モニタリングのインセンティブは低下し、情報生産が劣化する可能性を理論的に指摘したものである（Lazy Bank 仮説）。

Lazy Bank仮説の下では、銀行は債権を100%回収できるように担保を要求する。その際、担保があるので銀行は事前審査を行わない。その結果、貸出先企業の倒産確率は高くなる傾向があり、過度に担保を要求する銀行は不良債権比率が高いが、担保・保証によって保全される比率も高いので、経営的な問題は生じない。

極端に担保依存する銀行は事前に貸出先を審査するインセンティブが乏しい。保証は債権保全を確実にするので、金融機関は与信管理・モニタリングを行うインセンティブがなくなる。100%保証であれば、当然だが、部分保証であってもインセンティブは小さくなる。

このようにLazy Bank仮説は、金融機関が担保・保証を過度に依存して金融仲介を行う場合に、スクリーニングや期中モニタリングなどが疎かになり、金融機関のモラル・ハザードを生み、社会的に見て不都合な場合もあることを指摘したのである。リレーシオンシップ・バンキングは、過度に担保・保証に依存しない金融仲介を求めたが、別言すればLazy Bankに陥らないことを目指したものといえよう。その意味で事業性評価も同様である。

(2) 信用補完制度との関連

金融機関が信用調査を行わず、情報生産を怠ったり、公的信用保証に依存する行動を取り、意図的にプロパー融資を保証付き貸出に振り替えるような行動を取ると、信用保証がプロパー貸出を減らすという代替的な関係になる可能性がある。これも1つのLazy Bank仮説と考えることもできる。

ただ、公的信用保証を利用することで、金融機関の信用コストや情報生産コストは節約できるので、節約されたリスク資産や資源を用いて金融機関が情報生産を追加的に行い、その結果

としてプロパー融資を増加させる可能性もある。公的な信用保証がプロパー融資を増やすという補完関係が成立するが、これをDiligent Bank仮説と呼ぶこともある。

公的信用保証とプロパー融資が、代替関係になるのか、それとも補完関係にあるのかは、金融機関の情報生産活動につき、インセンティブについて異なる説明を必要とする。リレーシオンシップ・バンキングは、このような担保・保証に過度に依存することなく、金融機関の情報生産力の向上に期待するものであった。しかし、2007年のサブプライム問題、2008年のリーマン・ショックとその後の中小企業金融円滑化法による貸出条件変更措置、2011年の東日本大震災といった一連の有事とそれへの対応は、公的信用保証への依存を強める結果となり、金融機関の信用調査も失われたままであった。いわゆるLazy Bank仮説の当て嵌る状況であった。

公的信用補完制度は、2000年代半ばにモラル・ハザードと逆選択を防止するように、部分保証制度（責任共有制度）と段階的保証料率が導入され、第三者保証も原則禁止になったが、その後の経済危機に対応するため100%保証のセーフティネット保証が活用された。2014年以降は有事から平時運用に移行し、2015～16年に制度の見直しを実施され、プロパー融資と協調した保証の活用・モニタリングの重視によってLazy Bankからの脱却を意図するものであった。

6. リレーシオンシップ・バンキングの有効性

(1) リレーシオンシップ・バンキング再考

2003年以降、金融庁は地域金融機関にリレーシオンシップ・バンキングを提唱してきた。当初はチェックシート方式で実績の報告徴求方式であったが、地域密着型金融とパラフレーズし、2007年からは恒久化され、監督指針に書き込まれた経緯がある。最近は事業性評価として深化している。

ところが、リレーシオンシップ・バンキングは収益に結び付かないという主張もある。果た

してそうでしょうか。金融庁金融研究センターの『金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察』（金澤一広ほか。金融庁金融研究センターDP 2018-4、2018年9月）によれば、複数の地域銀行へのヒアリング等を行った結果、①事業性評価は、貸出残高や格付改善面で、収益に一定貢献すること、②金利低下に対する抑制効果発揮には、短期的には難易度が高いこと、③事業性評価は、貸出収益拡大だけでなく、将来的な収益モデル改革に向けた顧客基盤構築・組織風土改革・人材育成等にも寄与しうる、という結果が得られたとしている。

リレーションシップ・バンキングの有効性が確かめられたといえよう。問題は短期的な即効性があるという訳ではないことであろう。短期的な利益を求める資本政策・配当政策と、リレーションシップ・バンキングは馴染まないのかもしれない。

(2) 「猿払の奇跡」とその含意

リレーションシップ・バンキングを実践した成功例として、「猿払の奇跡」を取り上げておこう。市町村別の所得ランキングで全国トップは東京都港区、第2位は千代田区であるが、第3位は北海道最北の村である猿払村であることは意外に知られていない。渋谷区・世田谷区・芦

屋市などはその後塵を拝している。猿払村は、以前、同ランキングの下位であったが、近年急上昇してきた。それには、地元金融機関の伴走支援があったのである。地域での預金シェア82%・貸出シェア55%で、地域に大きく貢献している稚内信金が「猿払村の奇跡」をサポートしたのである。

猿払村は稚内の東隣で、オホーツク海に面した人口2,783人・1,277世帯（2018年9月1日現在）の日本最北端の村で、北海道で一番広い村でもあり、過疎指定を受けている。総面積の八割が山林や原野と湿原で、湿原に点在する湖沼の数は100以上である。この猿払村は総務省の「市町村課税状況等の調」によると納税義務者1人当たり課税対象所得が2017年に813万円で、全国1,741自治体の第3位である。1位は港区（1,115万円）、2位は千代田区（940万円）である。

猿払村は2010年に平均所得が全国第76位で361万円だったが、2014年5位・2015年3位と躍進し、所得額も2倍以上になった北の富裕村である。戦後、炭鉱とニシン・ホタテ漁で栄えるも、エネルギー政策の転換やニシンが来なくなったこと、林業の衰退で疲弊し、「貧乏見たけりゃ猿払へ」と言われるほど困窮を極めたという。これを打破すべく1971年に猿払村漁業協同組合のホタテ稚貝放流10年計画が立てられた。ニシン漁の後、ホタテ漁を支えとしてきたが乱獲



〔出所〕総務省「市町村税課税状況等の調」各年版。

で行き詰まったため、村の予算1年分ともいわれる巨費を投じ、ホタテ放流事業に村の復興を賭けた。この巨費を賄うために村の各戸が相当額の拠出を行ったという。当時の笠井村長と太田漁協組合長の決死の覚悟の挑戦で最悪の事態を脱したのである。1981年にホタテ漁業造成事業を終了し、以降、計画的な稚貝放流と徹底した資源管理により驚異的なホタテ水揚量を維持可能となる。4~5年で収穫する計画的な事業とすることにより、道内で最貧といわれた村は平均所得で徐々にランクを上げ、全国屈指の高所得自治体となった。物価水準を考慮すれば全国トップである。加工されたホタテはEUや香港等に輸出されている（猿払村ホームページおよびYouTubeの猿払村公式PR映像による）。

猿払村では、若年層が地元に着し、合計特殊出生率が2013年に2.47になり、全国平均を大きく上回っている。地域の繁栄が実現しているといえよう。その道程は40年余であった。

地元の金融機関である稚内信金は、1971年の最悪の局面を脱した後、事業が大きく成長する過程でホタテ加工に取り組んだ民間事業者への安定した資金供給を行い、稚内の水産加工業者に販路を開くなど、伴走型の支援を行って今日の繁栄をもたらしたのである。地域金融は、そこに存在して、永く継続して経営支援・経営相談にあたるというコンサルティングを基礎にしたリレーションシップを維持することによって、地域の活性化を図ることが肝要なのである。地域創生は1日してならずである。

猿払村の発展は人口3,000人にも満たない地域の特殊な事例とされる向きもあるかもしれないが、要はリレーションシップ・バンキングがその実を挙げるには時間が掛かること、そして伴走する地元金融機関の存在が重要なことを示している。

リレーションシップ・バンキングは、まさに Diligent Bank への一里塚なのである。地域でのシェアが高いから競争が損なわれるという観点だけでなく、地元に向き合うのかという

姿勢がポイントなのである。

7. 新たな住宅ローン

(1) FMからRMへ

人口減少・企業減少は、地域金融機関の経営を直撃するが、これまで安定した収益源であった住宅ローンも新規供給が厳しい局面になっている。メガバンクの一角が地方での住宅ローン取り扱いから撤退することが報じられるように、住宅ローン市場は縮小傾向にある。これはいわゆるフォワード・モーゲジ (FM) と呼ばれるものであるが、住宅ローンにはリバース・モーゲジもあり、高齢社会では住宅というストックのキャッシュフロー化手法も重要な商品となる。

リバース・モーゲジ (RM) は、その重要性については広く知られており、1980年代に武蔵野市から公的部門が提供し始め、全国に普及した。一方、民間金融機関の取組みは十分ではない。かつて信託銀行が「老後安心信託」「悠々自適信託」などのネーミングで高齢富裕層に提供してきたが、土地を担保にしていたため、バブルの崩壊による地価下落により担保不足に陥り、供給を停止した経緯がある。

信託銀行に替わって、一部民間金融機関の取組みもあったが、小規模に留まり、とくに地価の低い地域では普及が遅れていた。旭化成がヘーベルハウス居住者に独自のRMを提供するなど（「REMOVE」）、ハウスメーカーの取組みもみられたが、一般化はされていない。

しかし、長寿化リスク・金利上昇リスク・地価下落リスクという3大リスクが担保切れを起すことが懸念されることと、借入者が死亡した時の清算時に相続問題が生じ、法的に煩瑣になる可能性があったため、金融機関の対応を鈍らせたといえよう。

しかし、住宅金融支援機構 (JHF) が高齢者のバリアフリー化ローンに死亡時一括返済方式を導入するなどRMに徐々に取り組み始め、民間金融機関の取扱いも微増であったが、2017

年にはリバース・モーゲジ型住宅ローン（「リ・バース60」、ノンリコース型も）を開始した。これは民間金融機関がRMを供給した場合に付保対象とする制度である。すなわち満60歳以上を対象にした住宅ローンで、毎月の支払いは利息のみ、元金は死亡後に担保物件（住宅および敷地）の売却などにより一括で返済するというRMで、提供主体は民間金融機関で、JHFの住宅融資保険を利用することで、長生きリスクや担保価値下落リスクといったリバース・モーゲジ特有のリスクを回避することができる。リフォームや住替えなど、多様化する高齢者の住まいに関するニーズに対応しており、取扱金融機関数および利用実績も増加している（表2）。ただ取扱い金融機関数は50機関に留まり、地域銀行と信用金庫の数の約1割に過ぎないし、実績も2017年度に68件・30億円で大きな規模ではない。また、用途も①住宅の建設または購入（5,000万円）、②リフォーム資金（1,500万円）、③サービス付高齢者住宅の入居一時金（リフォーム併用を含む。1,500万円）、に限定され、生活費などには利用できないという制約がある。

(2) 住替え型RM

JHFのRMは、自宅に住み続けるRMであるが、自宅を賃貸に回して、利便性の高い地域の住宅に移住するニーズは大きい。たとえば、子育て用に建てた自宅が広く、場所も郊外で医療機関・商業施設などが遠いとか、丘陵地で坂道・階段が多く、高齢者の移動に困難がある場合に、駅や繁華街近くのマンションに移住したいといったニーズ、自宅から老人施設に入居するニーズ

（家賃収入で施設入居料や施設利用料に充当する）、あるいは都市に居住していたが物価の安い地方に移住したいというニーズ、地方の実家に残した親の介護のためにUターンするニーズ、地方企業の経営支援・事業承継に呼応して都市を離れて地方に移住するニーズ（とくに10～20年の働ける間だけ地方に移住する場合など）などである。とくに今後10年間に事業承継が必要な120万件に対応するには、都市部から地方への人材供給は喫緊の課題である。とくに、専門人材へのニーズは大きいとされており、人材の移動にはかれらの所有する自宅の問題が大きい。

これらのニーズは、自宅の売却によるケースが多いが、地方企業を支援した後は都市の自宅に戻りたいというニーズもあり、自宅を賃貸に出して対応したいということも多い。地方部の給与水準が低いので、その補填に家賃を当てることもある。

このように自宅を賃貸に出し、家賃収入を得て、移住するニーズに対応するのが「住替え型RM」である。2006年に設立された「移住・住みかえ支援機構（JTI）」の「マイホーム借上げ制度」は家主（オーナー）に最低家賃を保証し（借り手がいなくても家賃を支払う）、オーナーの住替えを促進する（サブリース）。2006年以降の利用実績は1,000件超に及び、住替え型RMとして定着している（図3）。保障される家賃は全国どこでも6～8万円程度の家賃収入が保証される。地方企業に勤務した場合に、給与補填に充当可能である。

表2 【リ・バース60】の利用実績等

年度	2018	2017	2016
付保申請戸数	385	174	39
付保実績戸数	—	68	16
付保実績金額	63.8億円	29.5億円	4.0億円
取扱金融機関数 (年度末累計)	50	38	23

〔出所〕住宅金融支援機構資料（同HP）。

(3) 地方への人材移動との関連

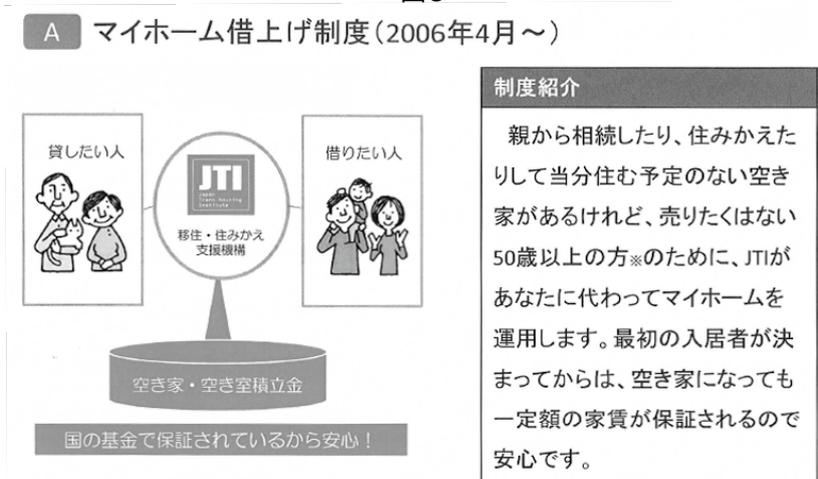
地域金融機関がこの制度を利用すれば、営業地域内での住替え促進になるし、複数行が提携すれば、都市から地方への移住を促進する。業界全体で対応すれば、人材の移動にも資するもので、地方居住促進という国策に貢献する。とくに、金融機関のネットワークによって、人材のマッチングとくに経営人材・専門人材のマッチングが促進されることになる。いわゆる新現役のマッチング事業により、地域企業の活性化に寄与することになる。JTIの利用実績には、海外勤務に当たって東京などにある自宅を賃貸に出すという、この制度の利用例もあるし、都市部から地方への移住に活用する事例も2割弱、首都圏から地方への移住も1割程度あり、今後一層の活用が期待される。常陽銀行は、JTIの制度を活用して残価保証型居住プラン「ゆとりライフ」を提供している（賃料返済型RM）が、新たな住宅ローンの先行事例で、評価されるものである。

また、子供の立場で、親の家を相続したが、自宅はあるので、親の家は空き家にするような場合、空き家にしておくのは勿体無いので、賃貸に出すが、家賃管理などが問題となるような場合、JTIの「お任せ借上げ制度」は、JTIがリフォームを行い賃貸に出すことを可能にし、

オーナーは家賃収入を確保できる。さらに、高齢になって、戸建てからマンションに移りたいが、返済原資がないような場合には、FMとRMを組み合わせるといった手法もある（住友林業とJMCの「家の恩返し」）。

このように住宅ローンはFMからRMに移行しつつあり、地域銀行の収益源にもなる可能性が高い。また、高齢者の資産活用は金融庁の2018事務年度金融行政方針にあるように家計の安定的な資産形成の推進に寄与することになる。とくに、①現役時代の資産形成と退職後の効果的な運用・取崩しを切れ目なく行えるよう顧客のライフステージ・状況に応じたきめ細かな商品・サービスの提供の推進とそれを支える環境の整備、②多様な顧客が自身の状況に適した商品・サービスを選択できるよう、老後の収支や金融商品・サービスの「見える化」、③資産の円滑な世代間移転等を支える資産承継の仕組みや円滑な事業承継のための効率的な金融サービスのあり方、④高齢者が資産を安心して有効活用できるようにするためのフィナンシャル・ジェロントロジーの進展を踏まえたきめ細かな投資家保護のあり方を含む認知能力の低下等の高齢期に見られる特徴への対応、にRMは寄与するものである。

図3



〔出所〕 移住・住みかえ支援機構HP。

(4) RMの普及に向けて

RMについては、3大リスクの他に、利用者が死亡した時の相続問題がネックになるという指摘もあるが、事業承継に当って、遺留分に関する民法の特例（経営承継円滑化法第3～11条）があるように、相続の遮断などの措置も必要であろう。因みに、事業承継時の民法特例は、事業の後継者が遺留分権利者全員との合意の後、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を得ることを前提に、次の2種類のいずれか一方又は双方（株式の一部を除外合意し、残りを固定合意する）の民法特例の適用を受けることができるものである。

①除外合意制度（生前贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度。先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外することができる。これにより、事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然に防止することが可能になるとともに、後継者単独で家庭裁判所に申し立てることになるため、遺留分放棄制度と比べて後継者以外の者の手続は簡素化される）。

②固定合意制度（生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度。生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定することができる。これにより、後継者が株式価値の上昇分を保持できることになり、経営意欲の阻害要因が排除できる）。

このように、事業承継時には民法特例が適用されるように、RM活用時にも相続の遮断のよ

うな民法特例を設けることも重要であろう。

8. おわりに～地域金融の地平～

地域金融機関は、地域経済発展の有力な原動力であり、その担い手としての役割は大きい。その意味で、地域金融機関の経営の健全性は担保されるべきであり、必要な対応は不可欠である。

地域銀行は徒に経営統合に向かうのではなく、各種の連携はもとより、バックヤードやシステムの共通化などによる固定費削減などのほか、株式上場に伴う資本政策・配当政策と地域貢献への融資政策（金融仲介）との整合性も検討すべきである。株主重視の資本政策・配当政策は短期的利益追求になりがちで、長期的な地域貢献には役立たないので、両者の調和が求められる。株式の非上場も検討課題である。銀行法第1条は、「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、」としているように地域銀行のミッションを公共性のコンテキストで整理すべきであろう。

また、合併転換法による協同組織への転換も方向性の1つである。金融機関の合併及び転換に関する法律（1968年）は、第4条で「二 普通銀行がその組織を変更して信用金庫となること。三 協同組織金融機関がその組織を変更して普通銀行となること。」を規定しているが、地域銀行は信用金庫に転換可能であるので、この業態転換も検討すべきであろう。

さらに、ゆうちょ銀行との連携を単に地域ファンドの生成・ATMの提携等だけでなく、より広範に郵便局ネットワークの活用まで踏み込んで行うべきであろう。慢性ストレスの下で、過疎地や僻地での店舗維持は難しいので、撤退地域では郵便局と銀行代理店契約を行い、郵便局ネットワークを店舗網に組み入れていくことも重要であろう。また、ATM網の管理などをゆうちょ銀行と協調して行うことも十分有り得る選択肢である。

参考文献

- BIS (2018), "Structural changes in banking after the crisis", Committee on the Global Financial System: CGFS Papers 60, Jan.
- FRB of Kansas City, Understanding Antitrust Considerations in Banking Proposals.
- IMF (2013), "Key Aspects of Macroprudential Policy", Policy Paper, June.
- Emran, M.S. and Farazi, S. (2009), "Lazy Banks? Government Borrowing and Private Credit in Developing Countries," IIEP-WP-2009-9, June. (Institute for International Economic Policy Working Paper Series, George Washington University).
- Gray, S., Karam, P. and Turk, R. (2014), "Are Banks Really Lazy? Evidence from Middle East and North Africa," IMF Working Paper (WP/14/86), May.
- Manove, M., Padilla, A.J. and Pagano, M. (2001), "Collateral versus project screening: a model of lazy banks," *RAND Journal of Economics*, Vol.32 Issue4, Winter, 726-744.
- , Nakamura, L.I. and Renault, M. (2004) "Transactions Accounts and Loan Monitoring," FRB of Philadelphia, Working Paper No.04-20, Sep.
- Ratnovski, L. (2013), "Competition policy for Modern banks", IMF working paper (WP/13/126), May.
- 尾島麻由実 (2017) 「地域金融機関における競争激化と金融の安定性」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No.17-J-9、12月 (『金融経済研究』第41号、2018年12月、1-18)。
- 金融庁・金融仲介の向上に向けた検討会議 (2018) 「地域金融と競争のあり方報告」4月。
- 『金融レポート』各年版。
- 『金融行政方針』各年版。
- 近藤隆則 (2015) 「銀行貸出市場に対する政府の関与についての実証研究—金融危機対応策を中心に—」 (一橋大学大学院商学研究科博士論文) 『一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR』年3月20日。

- 日本銀行 (2018a,b) 『金融システムレポート』4月号 (a、2018年4月19日)、10月号 (b、2018年10月22日)。
- (2015) 『金融システムレポート別冊 人口減少に立ち向かう地域金融—地域金融機関の経営環境と課題—』5月29日。
- 村本孜 (2005) 『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社、2月。
- (2015) 『中小企業支援・政策システム』蒼天社出版、6月。
- (2018) 「地域金融と競争政策」『信金中金月報』第17巻第10号 (通巻555号)、10月、4-16。
- (2019) 「第1章 地域経済・金融とアベノミクス」村本孜・内田真人編著『アベノミクス下の地域経済と金融の役割』蒼天社出版、3月。

注

1. 未来投資会議は2018年11月6日の会合で、地方銀行や乗合バス等は地域住民に不可欠なサービスで、その維持は国民的な課題とし、経営環境悪化の地方銀行や乗合バス等の経営統合についての独占禁止法適用除外などを、地方におけるサービスの維持を前提として、検討するとした。この点は2019年4月3日会合でも確認され、特例的措置を設ける方向が確認された。